

第1回 確認部会

【資料集】

資料1

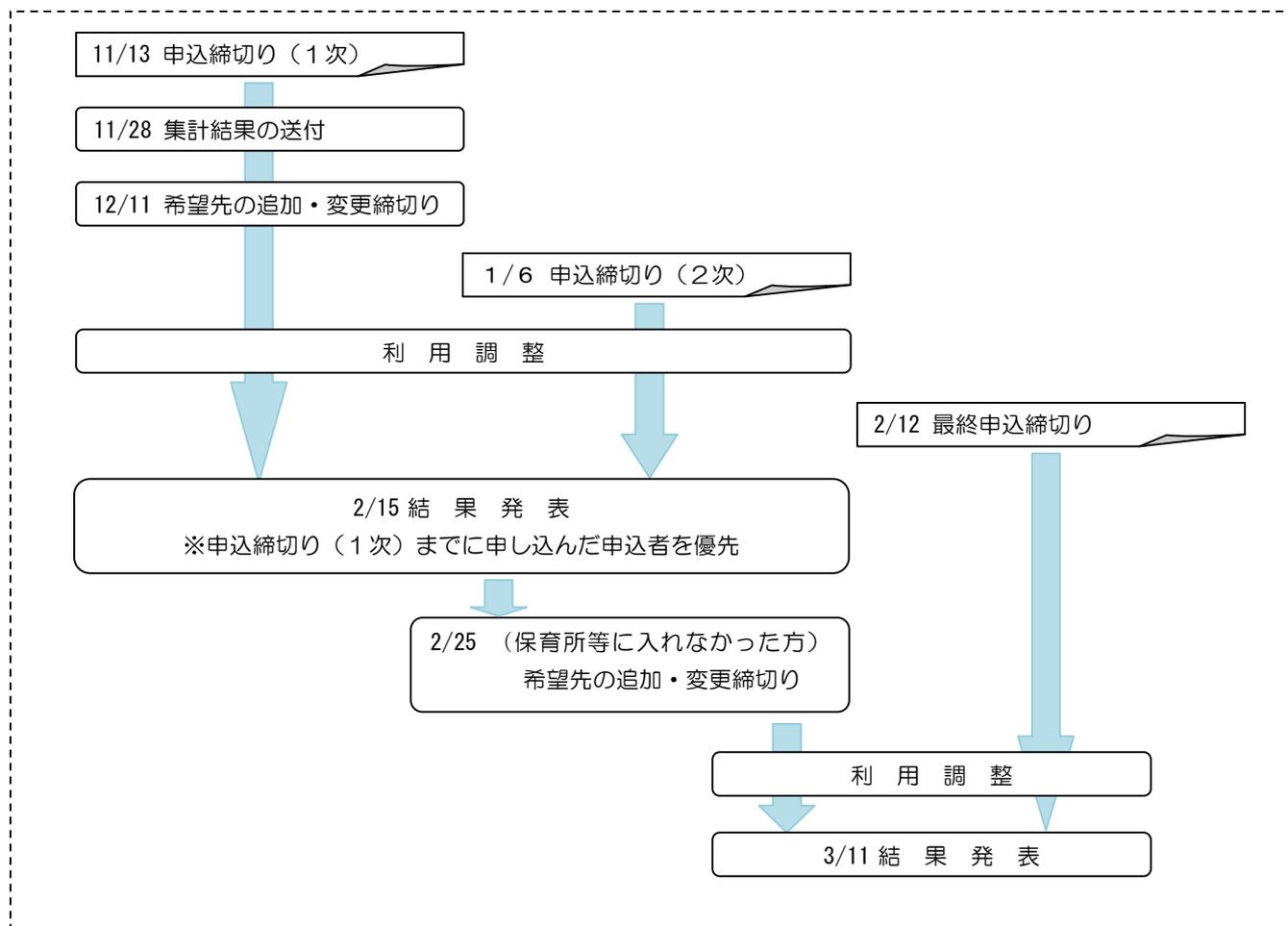
資料2

資料集 目次

【資料1】平成28年4月保育所等入所申込状況について	・・・	1
【資料2】教育・保育施設及び地域型保育事業の確認（利用定員の設定）	・・・	2

報告（１）平成 28 年 4 月保育所等入所申込状況について

1. 入所申込から結果発表までの流れ（平成 27 年度実績）



2. 申込状況

（単位：人）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成 27 年 4 月		521	1,026	482	437	147	43	2,656
平成 28 年 4 月	1 次	597	953	281	338	109	35	2,313
	2 次	18	51	29	21	12	11	142
	最終	20	29	15	17	6	7	94
	合計	635	1,033	325	376	127	53	2,549
H28-H27		114	7	▲157	▲61	▲20	10	▲107

議事（１）教育・保育施設及び地域型保育事業の確認（利用定員の設定）

1. 確認について

1) 「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

↓
確認部会

（確認部会での意見聴取事項）

- 1 新たに整備・認可した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）又は、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）の利用定員について
- 2 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について
- 3 他市町村で認可を受けた地域型保育事業で本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用定員について

2) 認可と確認

教育・保育施設、地域型保育事業は、

- 1 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと。
- 2 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすこと。

が求められる。

【主な運営基準】

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	○内容、手続きの説明・同意・契約 ○応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ⋮
教育・保育の提供に伴う基準	○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子供の心身の状況の把握 ⋮
管理・運営等に関する基準	○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定 ○秘密保持、個人情報保護 ⋮

－ 認可（認定）主体と確認主体 －

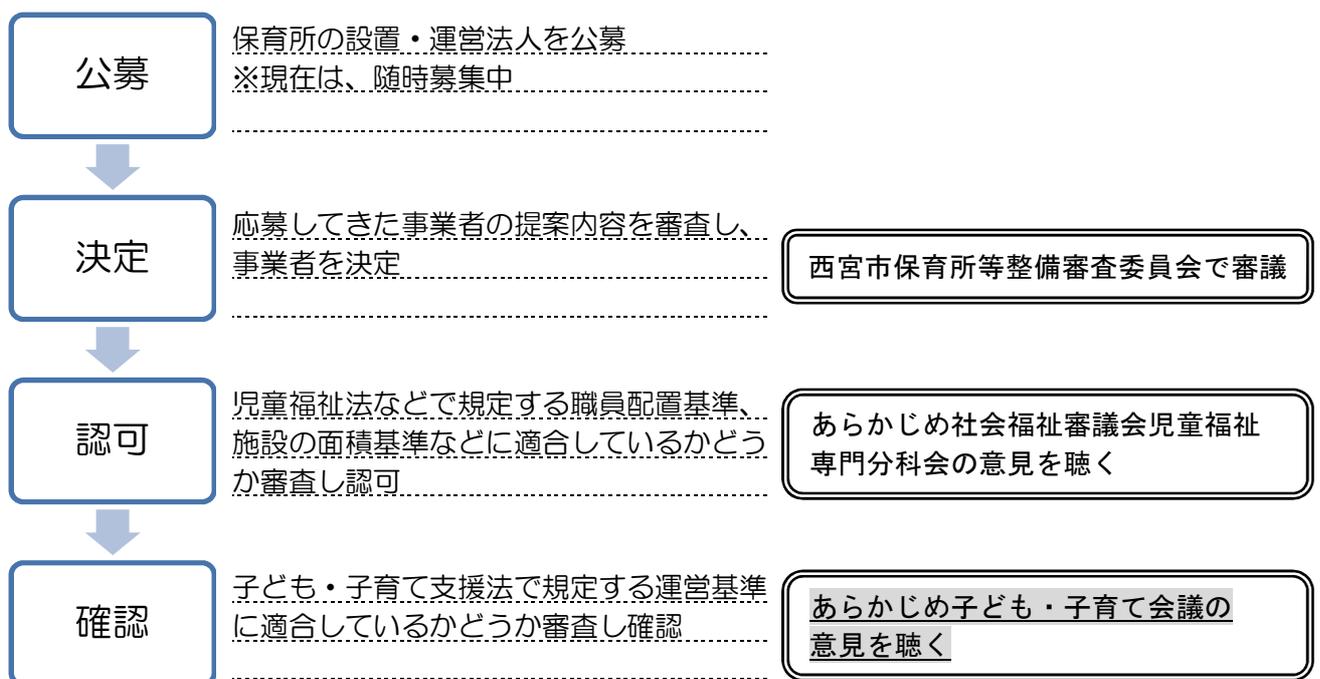
施設・事業			認可（認定）		確認	
			根拠法	認可（認定）主体	根拠法	確認主体
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	西宮市	子ども・子育て支援法	西宮市
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	認定こども園法 学校教育法 児童福祉法	兵庫県		
	幼稚園		学校教育法	兵庫県		
	保育所		児童福祉法	西宮市		
地域型保育事業	小規模保育事業		児童福祉法	西宮市		
	家庭的保育事業		児童福祉法			
	居宅訪問型保育事業		児童福祉法			
	事業所内保育事業		児童福祉法			

※幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として認可を受けた施設

※幼稚園型、保育所型：既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設

※地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可施設もない地域において、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設

－ （例）民間保育所を新設する場合の流れ －



3) 確認の効力

1 教育・保育施設に対する確認：確認の効力は全国に及び

本市の市民が他市町村の教育・保育施設を利用する場合、改めて本市で当該施設の確認を行う必要はない。

2 地域型保育事業者に対する確認：確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及び

本市の市民が他市町村の地域型保育事業を利用する場合、改めて本市で当該事業者の確認を行う必要がある。

例えば、本市の市民である利用者が、里帰り出産のためA市の実家に帰省し、産前・産後の間、子供がA市内の施設を利用する場合

* 預け先が認定こども園、幼稚園、保育所を利用する場合

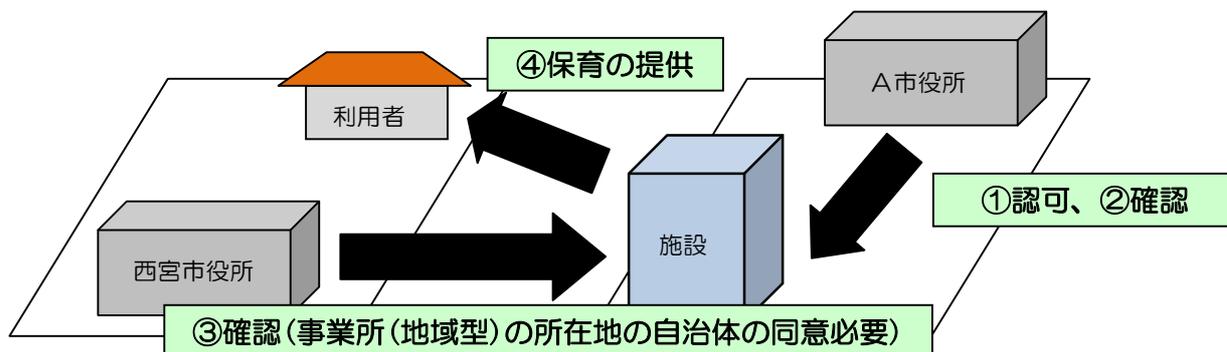
⇒ 定員に空きがあるなど、入所・入園要件が整えば、**利用可能**

* 預け先が家庭的保育、小規模保育施設等を利用する場合

⇒ 定員に空きがあったとしても、事業者が**西宮市の“確認”を受けなければ、利用できない。**

※あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(本市の市民が市外の地域型保育事業を利用する場合のイメージ)



子ども・子育て支援法第43条第4項ただし書きに基づく同意を要しないことの同意書

地域型保育事業の確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及び。

そのため、本市の子供が他市の地域型保育事業を利用する場合、本市で確認を行う必要がある。

ただし、地域型保育事業の所在する市町村から事前に同意を得ていれば、地域型保育事業の所在する市町村の確認をもって、本市の確認行為があったものとみなすことができる。

こうしたことから、兵庫県内の市町では、県内の地域型保育事業における同意を要しない同意書(協定)を結んでいる。

4) 利用定員について

子ども・子育て支援新制度では、認可定員とは別に以下の条件に基づき、「利用定員」を定める必要がある。

1 利用定員は1号、2号、3号認定の区分ごとに定め、3号認定については0歳児と1、2歳児に区分して定める。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育事業

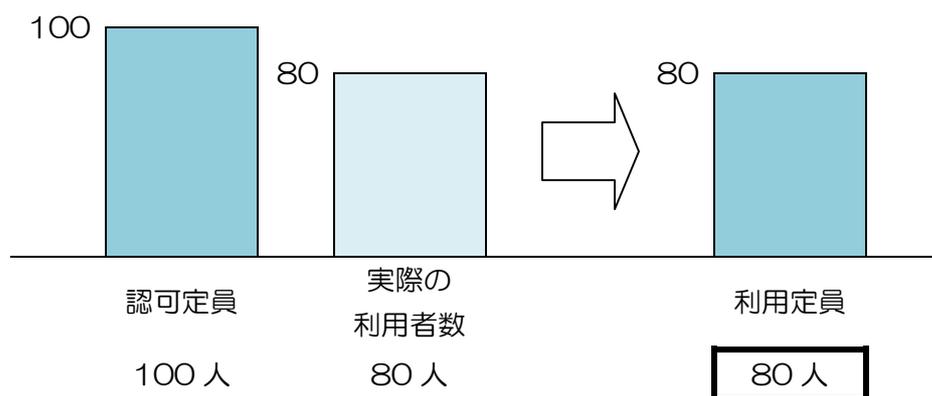
2 原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲内で、利用状況を踏まえて設定する必要がある。

$$\text{利用定員} \leq \text{認可定員}$$

3 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合 $\text{利用者数} < \text{認可定員}$

実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

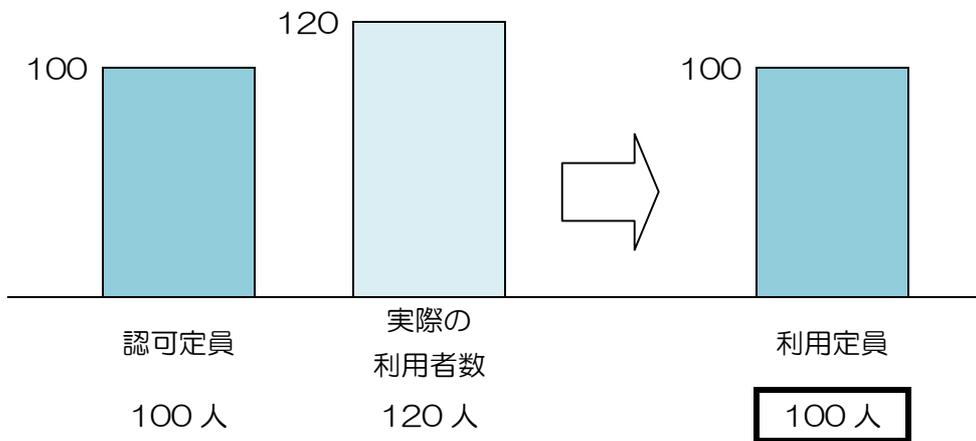
※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。



4 実際の利用者数が認可定員を超える場合 利用者数 > 認可定員

認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

- ① 実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っている場合、利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要がある。
- ② 利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。
- ③ 平成 27 年 4 月から起算して、連続する過去 2 年度間、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が 120% 以上の場合で、上記見直しが行われないときは給付費を減算する。
- ④ 年度中（年度当初も含む）における特定教育・保育に対する需用の増大への対応が必要な場合には、利用定員を超える受入れが可能である。



2. 利用定員の設定

1) 新たに利用定員を設定する施設等

(単位：人)

種別	名称	認可定員 (入所児童数 H27.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1,2歳				
認定こども園	① 夙川宝プリスクール	96(98)	5	31	54	6	96	移行前：85人
	② 西宮つとがわYMCA保育園	63(70)	3	18	39	3	63	移行前：60人
	③ 西宮YMCA保育園	63(68)	3	18	39	3	63	移行前：60人
	④ 日野の森こども園	110(94)	15	36	56	3	110	移行前：90人
幼稚園	⑤ 花園幼稚園	110(9)	—	—	—	15	15	新制度の幼稚園に移行
保育所	⑥ ゆりの花保育園 ※平成28年4月18日付で「安井ゆりの花保育園」に名称変更しております。	20	0	20	—	—	20	新設
	⑦ 夙川さくら保育園	80(71)	6	26	48	—	80	60人の分園⇒80人の本園
小規模保育事業	⑧ ALOHA保育園	15	3	12			15	A型
	⑨ 甲子園口 ほんわか保育園	12	3	9			12	A型
	⑩ くるみキッズルームこうしえん	17	3	14			17	A型

※認定こども園は、全て幼保連携型認定こども園（←保育所）

※幼稚園は、平成27年5月1日現在の在園児数（文部科学省による学校基本調査より）

2) 利用定員を変更（増減）する施設等

(単位：人)

種別	名称	認可定員 (入所児童数 H27.4.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1,2歳				
幼稚園	⑪ くるみ幼稚園	80(75)	—	—	—	80	80	児童数の減少
			—	—	—	75	75	
保育所	⑫ 名塩保育園	40(46)	3	12	45	—	60	児童数の減少
			3	13	24	—	40	
	⑬ なでしこ保育園	90(66)	9	18	33	—	60	移転・建替えによる定員の増
			10	30	50	—	90	
小規模保育事業	⑭ アイリスプライベートスクール 夙川いぶき保育園	19(15)	2	13	—	—	15	A型
			3	16	—	—	19	
	⑮ 西宮こもれびキンダーガーデン	19(15)	2	14	—	—	16	A型
			5	14	—	—	19	
⑯ おおぞら園	15(10)	3	7	—	—	10	C型	
		4	11	—	—	15		
⑰ おおぞら園 たいよう	—(10)	3	7	—	—	10	C型	
			—	—	—	—	—	

※⑫名塩保育園は、認可定員も60名⇒40名に変更

※⑯おおぞら園は、「おおぞら園 そら」から名称変更

(参考1：小規模保育事業の種類)

	小規模保育 A 型	小規模保育 B 型	小規模保育 C 型
定 員	6～19人		6～10人（5年間の経過措置で、6～15人が可。）
職 員 数	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	家庭的保育者一人が保育できるのは3人以下。補助者ととも保育する場合は5人以下。児童数にかかわらず複数体制をとる。
資 格	保育士	1/2以上保育士	
保育室等	0歳、1歳児 一人当たり 3.3㎡ 2歳児 一人当たり 1.98㎡		0歳～2歳児 いずれも1人 3.3㎡

(参考2：位置図)

— 凡例 —

認こ	：認定こども園	幼	：新制度の幼稚園	保	：保育所	小	：小規模保育事業
----	---------	---	----------	---	------	---	----------

